

身体障害者手帳の居住地特例のご案内

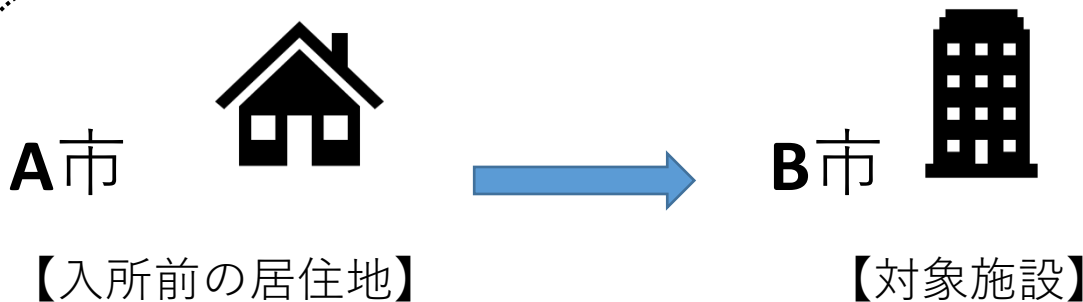
1 居住地特例とは

障害者施設や高齢者施設等へ入所(入居)された方の身体障害者手帳について、一律に施設等所在地の市町村を実施主体としてしまうと、施設等が多くある市町村に、手帳に係る事務の負担が集中してしまいます。

こうした不均衡を是正するために設けられた仕組みが「居住地特例」です。

居住地特例の対象施設に入所(入居)された方は、施設所在地の市町村で身体障害者手帳の手続きをするのではなく、元々お住まいだった市町村で手続きをする(※)こととなります。

(※ただし、身体障害者診断書・意見書が必要な申請(新規申請、等級変更申請、障害追加申請、再認定申請)を除く。詳細は裏面3参照)



A市が身体障害者手帳の実施主体

※ 複数の対象施設を継続して異動した場合は、最初の対象施設に入所(入居)する前の居住地が実施主体となります。

2 居住地特例の対象施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) のぞみの園
- (3) 児童福祉施設
- (4) 療養介護を行う病院
- (5) 生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- (6) 共同生活援助を行う住居 (障害者グループホーム)
- (7) 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム(地域密着型特定施設を除く。)
- (8) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院
(地域密着型介護老人福祉施設を除く。)

※ 7・8の施設については、令和5年4月1日以降に入所等している場合に居住地特例が適用されます。

3 身体障害者手帳に係る手続きについて

手続き	申請・届出先
新規	居住している施設の所在地の市町村(※1)
等級変更	居住している施設の所在地の市町村(※1)(※2)
障害追加	居住している施設の所在地の市町村(※1)(※2)
再認定	居住している施設の所在地の市町村(※1)(※2)
紛失・破損による 再交付	施設入所前の市町村 (市内での区間異動の場合は施設入所前の区)
住所変更	居住地特例対象の方は、変更届は必要ありません。 手帳の記載住所の変更を希望される場合は、施設入所前の市町村(市内での区間異動の場合は施設入所前の区)で届出をお願いします。なお、その場合、記載される住所は住民登録地となります。(※3)
氏名・保護者変更	施設入所前の市町村 (市内での区間異動の場合は施設入所前の区)

(※1)申請の際に必要な診断書様式は施設所在地の市町村の様式をご利用ください。

(※2)申請後の身体障害者手帳の実施主体は、居住している施設の所在地の市町村に変更となります。

(※3)下記の方については、住所変更の届出をご検討ください。

- ・住所の証明を含めた、本人確認書類として手帳を使用される場合
- ・再認定の必要がある方で、再認定に係るお知らせを本市から受け取ることを希望される場合

4 身体障害者手帳関連のサービスについて

身体障害者手帳の関連するサービスの手続きについては、住民票異動の有無や各市町村の事業の運用等の状況により、取扱いが異なりますので、各制度担当窓口へお問い合わせください。